

J U 神奈川追加画像掲載機能利用規約

追加画像掲載機能の目的

J U 神奈川が主催するオートオークション（以下AAという。）の出品車両の対し、出品店による画像情報を追加掲載する機能を付与することにより、効率的なAA取引を行うことを目的とする。

※画像左上にJ U 神奈川スタンプが無い画像が出品店追加画像となる。

[出品店追加画像の注意事項]

出品店は、出品車両に追加掲載を行う場合には、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 追加掲載ができる画像は、原則として「出品時に取り付けられているもので、且つ、出品票のセールスポイント欄等に記載したもの」を対象とする。
- (2) 出品店が特定できる画像（店舗の看板・チラシ等）を掲載してはならない。
- (3) 車検証、記録簿等については、個人情報が入った加工を施した後に掲載するものとする。

出品店は、掲載した画像に誤りがあった際は、すみやかに取消処理（白塗りつぶし処理）を行わなければならない。

- (1) 出品店は、追加画像の取消処理をした際は、J U 神奈川会場へ「出品訂正」の手続きを行わなければならない。
- (2) 出品店が、出品訂正の手続きを怠ったことによって落札店からクレームが生じた場合には、当該クレームの処理については、出品店の責任とする。

出品店の追加画像機能の使用方法に問題があると当会場が判断した場合、当会場は会員に対し利用の停止ができるものとする。

追加画像掲載に起因するクレームについては、J U 神奈川の裁定に従わなければならない。

本規約に基づき追加掲載された画像について、当会場が不正、または不適切と判断したものについては、削除または取消（白塗りつぶし処理）ができるものとする。

[権利の帰属]

追加画像に関する著作権はJ U 神奈川に帰属する。

[免責]

追加画像の誤掲載・誤削除・取消、システム障害やその他のトラブル等により生じた

損害について、JU 神奈川は一切責任を負わないものとする。

[その他]

本サービスの利用に起因したクレームが生じた場合は、JU 神奈川 AA 規約に準じ、誠実を第一としてすみやかに対応しなければならない。

本サービスの目的に反した利用がなされた場合には、当会場は JU 中商連 AA 規程に基づく罰則を運用するとともに、JU 神奈川流通諮問委員会への通告を行うものとする。

本規約は、事前の予告なく当会場にて改定できるものとする。

「 J U即落・ワンプライス.NETご利用規約 」

当規約はJU神奈川における J U即落サポート・ワンプライス.NET利用に関する細則を定めるものであり、利用会員下記規定を遵守しなければならない。

(令和2年9月2日AAより規約改定) (※クレーム規約変更)

[1. 利用及び利用制限]

- 1-1. J U神奈川会員は J U即落・ワンプライス.NETサービスを利用することができ、当サービスにおける全ての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなし J U神奈川規約を適用します。
- 1-2. J U神奈川会員を脱会された場合は、同時にご利用ができなくなります。

[2. 利用料金]

- 2-1. ●出品料（登録料） : 無料！
●成約料 : 15,000円/1台当たり（税別）
※手数料は諸事情により変更となる場合があります

[3. 出品公開方法及び出品公開期間]

- 3-1. 出品公開期間は下記の通りとし以降は自動的に消去されます。
木曜開催日セリ終了～翌週水曜日正午12:00まで
（水曜日午前0時）とする。
※都合により掲載期間を翌週月曜日午前9:00までに変更する場合があります。

[4. 出品登録] ※対象：流れ車両 + 未搬出車両

- 4-1. 出品登録を希望される出品店様は、下記の手続きにて「**価格」の登録をお願いします。
- 4-2. J U即落・ワンプライス.NET出品申込書に「価格（業販価格）」を記入して下さい。または、申込書に記入して J U神奈川へ F A X して下さい。
- 4-3. 出品登録車両を、取消しされる場合（他で販売される場合）及び内容を変更する場合は、 J U神奈川事務局へ必ず連絡をして下さい。（※営業時間内に限る）
尚、出品登録車両を取消し、搬出する場合には必ず「出品登録取消し」を必ず事務局に伝える事。「出品登録取消し」を伝えなかった場合のトラブルは全て出品店責任とし、 J U神奈川は一切の責任を負いません。）
- 4-4. 出品登録中は、その他 A A や店頭小売等での 二重売りにご注意願います。（二重売りに関するトラブルは全て出品店責任とし J U神奈川は一切の責任を負いません）
- 4-5. 出品中車両の売買成立は、落札店が画面上にて落札認証、即落ボタンを押した時点とします。なお、出品会員様へは成約通知を F A X にてご連絡いたします。

[5. 都合キャンセル]

- 5-1. 出品、落札店都合キャンセルは、J U 神奈川事務局翌営業日（日曜日は休業）の正午 12 時までに申し出る事とします。但し、成約後のキャンセルは下記の通りとさせていただきます。

落札店都合によるキャンセル ペナルティ 5 万円+成約料+落札料

**出品店都合によるキャンセル ペナルティ 5 万円+成約料+落札料
+落札店のかかる費用（遺失利益を含まない）**

尚、上記キャンセル期日を過ぎた場合のキャンセルは
ペナルティ 10 万円+成約料+落札料
+落札店のかかる費用（遺失利益を含まない）

[6. 詳細規約]

- 6-1. 各種詳細規約は J U 神奈川・参加取引規約に準ずるものとし、JU 即落・ワンプライス・NET 固有の規約は下記の通りとする。

※クレーム期限は成約日を含む 5 日以内営業時間までとする。

尚、クレーム期限（5 日目）が日曜日になる場合は、クレーム期限を翌営業日の午後 6 時までとする。更に搬出期限内に搬出し、クレーム期限内に申告した場合のみ最長 10 日間クレーム期限を設けます。

※搬出は月曜～土曜の午前 9 時～午後 5 時までとする。落札車輛の搬出期限は成約日を含む 7 日間とし、落札車の搬出は、成約日の翌日からとします。（日曜の搬出は不可。）尚、期限内に搬出されない場合は 1 台当たり 7,000 円(税別)を請求し、その後 1 日毎に 1 台あたり 1,000 円(税別)を請求します。

※当日限りクレームの部位は、成約日含む 5 日以内の搬出前までとする。

※搬出チェック、下見代行は受付けておりませんのでご了承下さい。

※書類の提出期限は開催(掲載)AA 日の翌週土曜日までとします。

※名義変更期限は開催(掲載)AA 日の翌月末日、又は出品申込書に記載された期限までとする。

※ J U 即落・ワンプライス NET への出品車の書類有効期限は事務局到着より 35 日以上のものであるとする。

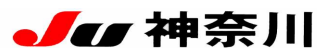
※ J U 即落・ワンプライス NET の成約車は翌週 AA の計算書にて計上いたします。

※ J U 即落・ワンプライス.NET で売れなかった車両は、次回開催 AA に自動再出品とする。

※ J U 即落・ワンプライスに掲載後、車輛状態図変更・車両内容に変更があり、成約になった場合は全て出品店責任とする。

会員各位

28年2月吉日



JU神奈川 流通委員会

軽自動車税における対応について

日頃より、JU神奈川オークションをご利用頂きまして誠に有難うございます。
さてJU神奈川では、平成26年度税制改正による軽自動車税の税率変更に伴い、
平成28年3月3日開催オークションより、軽自動車の預り自動車税を下記の通り定めます。
オークション参加に当ってはオークション規約を十分ご理解・習熟の上セリに参加下さい
ますようお願い致します。

記

ナンバー付き軽自動車落札時の預り自動車税について

変更前の自動車税相当額 10,000円

変更後の自動車税相当額 15,000円

本基準は平成28年3月3日開催AAより実施致します。

以上

オークション規定一部改訂のご案内

日頃より、JU神奈川オークションをご利用頂きまして誠に有難うございます。
平成27年1月29日開催オークションより、オークション搬出規定の一部改訂を致します。
オークション参加に当ってはオークション規定を十分ご理解・習熟の上セリに参加下さい
ますようお願い致します。

記

規定改訂施行日 平成27年1月29日開催オークションより

JU神奈川 搬入、搬出規定 第5条 搬出期限及び再出品

- 改定前
1. 搬出期限はオークション開催日を含め5日間までとします。以後は流札落札に関らず全て再出品とします。
 2. 電話等による再出品取消依頼は、月曜日の12:00までとし、以後は一切受付ません。(但し、再出品取消依頼車両は月曜日終日までに引取るものとします。引取がない場合は再出品とします。)

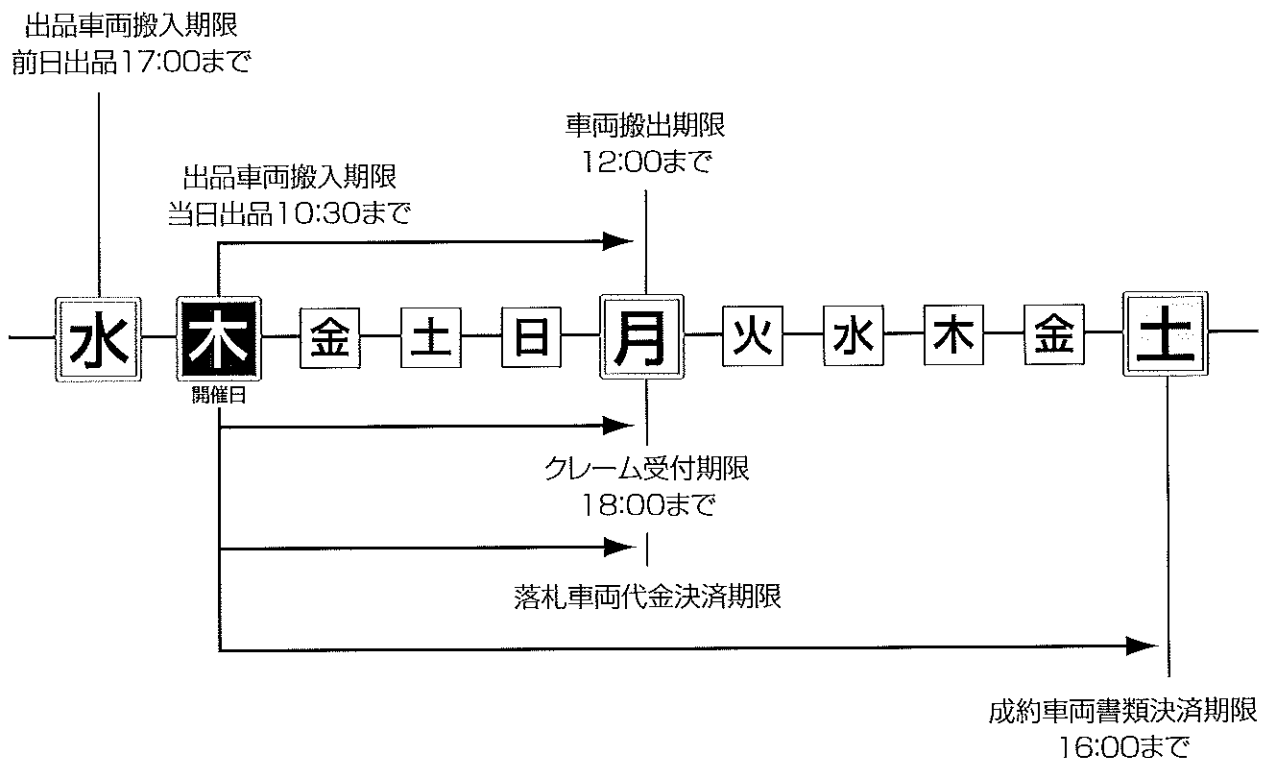
- 改訂後
1. 搬出期限は流札車をAA開催翌月曜日の12:00まで、落札車をAA開催翌水曜日の16:00までとする。
 2. 電話等による再出品取消依頼は、AA開催翌月曜日の12:00までとし、再出品処理後の搬出は受付ません。(再出品取消依頼車両はAA開催翌水曜日16:00までに搬出するものとする。引取がない場合は再出品とする。)

JU神奈川 搬入、搬出規定 第7条 長期残留車、放置車両の処理について

- 追加
4. 落札車両が搬出期限までに搬出されない場合、搬出遅延ペナルティとして翌週AA計算書に1台あたり¥7,560を計上し、その後1日毎に1台あたり¥1,080を計上します。但し、再出品可能な会員については再出品を優先し、コーナーは軽・レギュラーコーナーのみとする。

運用期限設定一覧表

成約車両書類決済期限	翌週土曜日16:00まで - AA開催日含む10日以内 -	遅延の場合、 ペナルティ対象 とする。
落札車両代金決済期限	翌週月曜日まで - AA開催日を含む5日以内 -	
落札車両移転登録期限 及び通知期限	AA開催日翌月末まで(コピー提出翌々月5日まで) (FAXでの通知の場合、確認の連絡を要する事とする。)	
クレーム受付期限	翌週月曜日18:00まで - AA開催日を含む5日以内 - (遠隔地会員は翌週水曜日18:00まで)	
出品車両搬入期限	◆各種イベントコーナー 開催前日の17:00まで (JU神奈川の指定の台数になり次第締切り)	
	◆当日出品 開催日当日(木曜日)の10:30まで(出品台数により前後変更あり)	
	◆前日出品 開催日前日(水曜日)の17:00まで	
車両搬出期限	AA開催日翌週の月曜日12:00まで(落札・流札問わず)	



平成21年 7月改訂
神奈川県中古自動車販売商工組合

「 J U即落・ワンプライス.NETご利用規約 」

当規約はJU神奈川におけるJ U即落サポート・ワンプライス.NET利用に関する細則を定めるものであり、利用会員下記規定を遵守しなければならない。

(平成27年1月29日 規約改定)(搬出規約変更)

[1. 利用及び利用制限]

- 1-1. J U神奈川会員はJ U即落・ワンプライス.NETサービスを利用することができ、当サービスにおける全ての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなしJ U神奈川規約を適用します。
- 1-2. J U神奈川会員を脱会された場合は、同時にご利用ができなくなります。

[2. 利用料金]

- 2-1. 出品料(登録料) : 無料!
成約料 : 15,000円/1台当たり(税別)
手数料は諸事情により変更となる場合があります

[3. 出品公開方法及び出品公開期間]

- 3-1. 出品公開期間は下記の通りとし以降は自動的に消去されます。
木曜開催日セリ終了～翌週水曜日正午12:00まで
(水曜日午前0時)とする。

都合により掲載期間を翌週月曜日午前9:00までに変更する場合があります。

[4. 出品登録] 対象： 流れ車両 + 未搬出車両

- 4-1. 出品登録を希望される出品店様は、下記の手続きにて「**価格」の登録をお願いします。
- 4-2. J U即落・ワンプライス.NET出品申込書に「価格(業販価格)」を記入して下さい。または、申込書に記入してJ U神奈川へFAXして下さい。
- 4-3. 出品登録車両を、取消しされる場合(他で販売される場合)及び内容を変更する場合は、J U神奈川事務局へ必ず連絡をして下さい。(営業時間内に限る)
尚、出品登録車両を取消し、搬出する場合には必ず「出品登録取消し」を必ず事務局に伝える事。「出品登録取消し」を伝えなかった場合のトラブルは全て出品店責任とし、J U神奈川は一切の責任を負いません。
- 4-4. 出品登録中は、その他A Aや店頭小売等での二重売りにご注意願います。(二重売りに関するトラブルは全て出品店責任としJ U神奈川は一切の責任を負いません)
- 4-5. 出品中車両の売買成立は、落札店が画面上にて落札認証、即落ボタンを押した時点とします。なお、出品会員様へは成約通知をFAXにてご連絡いたします。

[5. 都合キャンセル]

- 5-1. 出品、落札店都合キャンセルは、J U 神奈川事務局翌営業日（日曜日は休業）の正午 12 時まで申し出る事とします。但し、成約後のキャンセルは下記の通りとさせていただきます。尚、搬出後の落札店による都合キャンセルは認めません。
- 5-2. 落札店都合によるキャンセル ペナルティ 5 万円+成約料+落札料
- 出品店都合によるキャンセル ペナルティ 5 万円 + 成約料 + 落札料
+ 落札店のかかる費用（遺失利益を含まない）

[6. 詳細規約]

- 6-1. 各種詳細規約は J U 神奈川・参加取引規約に準ずるものとし、JU 即落・ワンブライス .NET 固有の規約は下記の通りとする。

クレーム期限は成約日を含む 6 日以内の午後 5 時までとする。

尚、クレーム期限(6 日目)が日曜日になる場合は、クレーム期限を翌営業日の午後 5 時までとする。

基本的に遠方（北海道、沖縄、離島など）会員も成約日を含む 6 日以内の午後 5 時までとする。但し、天候不順等によりクレーム期限内に落札店へ車が到着しない場合または、J U 神奈川が認めた場合に限り、事前申請によりクレーム期限の延長をする場合があります。事前申請が無い場合は認めません。

搬出は月曜～土曜の午前 9 時～午後 5 時までとする。落札車輛の搬出期限は成約日を含む 7 日間とし、落札車の搬出は、成約日の翌日からとします。（日曜の搬出は不可。）尚、期限内に搬出されない場合は 1 台当り 7, 5 6 0 円を請求し、その後 1 日毎に 1 台あたり 1, 0 8 0 円を請求します。

当日限りクレームの部位は、搬出期限内の搬出前までとする。

搬出チェック、下見代行は受付けておりませんのでご了承下さい。

書類の提出期限は開催(掲載) A A 日の翌週土曜日までとします。

名義変更期限は開催(掲載) A A 日の翌月末日、又は出品申込書に記載された期限までとする。

J U 即落・ワンブライス N E T への出品車の書類有効期限は事務局到着より 3 5 日以上のものとする。

J U 即落・ワンブライス NET の成約車は翌週 A A の計算書にて計上いたします。

J U 即落・ワンブライス .NET で売れなかった車両は、次回開催 A A に自動再出品とする。

J U 即落・ワンブライスに掲載後、車輛状態図変更・車両内容に変更があり、成約になった場合は全て出品店責任とする。

搬入、搬出規定

- 第1条 本規定は、JU神奈川の出品車両及び、落札車両の搬入、搬出を円滑化かつ車両の管理を明確化することを目的とします。
- 第2条 (出品受付期限)
1. 前日出品……………オークション開催日前日17:00まで
 2. 当日出品……………オークション開催日当日10:30まで
 3. イベントコーナー……………JU神奈川が別途定める。
- ※上記それぞれの搬入時間は季節、時刻等を考慮した上で事前に告知の上、変更することがあります。
- 第3条 (搬入方法)
- 正確に明記した出品報告書を搬入車のダッシュボードにのせ、場内陸送員の指定する駐車場へキーをつけたまま並べて下さい。尚、搬入された車両の中に出品申込書が入っていない場合、出品車駐車場より車両を除き、出品店に通達することなく出品を取り消す場合があります。
- 第4条 (搬出方法)
- JU神奈川発行の車両搬出券に搬出人の会社名、氏名等を記入した後、該当車両を搬出する時点で搬出券をJU神奈川車両管理者に手渡して下さい。
- <注意>
- ①搬出券の確認印を事務局で捺印する場合、当該車両の所有者の確認をIDカードの提示をもって確認、捺印するものとします。但し、IDカードの提示がない場合、搬出者の身元の確認を厳重に行なう為、発行には時間を要する事となりますのでご注意ください。
 - ②搬出券を紛失または受け取れなかった場合、その旨を事務局にお申し出下さい。搬出券を再発行します。尚、その際もIDカードの提示がない場合と同様、厳重な身元確認をするものとします。
- 第5条 (搬出期限及び再出品)
1. 搬出期限はオークション開催日を含め5日間までとします。以後は流札落札に関わらず全て再出品とします。
 2. 電話等による再出品取消依頼は、月曜日の12:00までとし、以降は一切受付ません。(但し、再出品取消車両は月曜日終日までに引取るものとします。引取がない場合は再出品とします。)

第6条
(搬出時の注意事項)

1. 搬出後以降又は搬出期限を経過し再出品或いは搬出の連絡の無い車両の内外装のキズ、盗難等は一切責任を負わないものとします。従って、搬出前に現車と出品票のチェックを念入りに行なって下さい。

	搬 入	搬 出
月	9:00～20:00	9:00～12:00
火	9:00～20:00	搬出期限後のため搬出不可
水	9:00～20:00	搬出期限後のため搬出不可
木	9:00～22:00	AA終了後～22:00
金	9:00～20:00	9:00～20:00
土	9:00～18:00	9:00～18:00

※当日出品の搬入締切時間はJU神奈川の判断により変更することがあります。

第7条
(長期残留車、放置車の処理について)

JU神奈川駐車場に出品の意思のない車両、前項規定によって搬出された車両等が長期間放置または残留している場合は、残留車とみなし以下の処理とします。

1. 所有者（会員）に対して引き取りを要請いたします。
2. 引き取りのない場合は、当該車両の所有者（会員）はその所有権を放棄したものとみなします。
3. 再三の引き取り要請に関わらず引き取りがない場合は、JU神奈川にて解体処分します。尚、処分代金として20,000円と駐車料金（最終引き取り要請日より1日あたり5,000円）を請求させていただきます。